

○日本下水道事業団役員退職手当支給規程

昭和48年5月17日
規程第13号

昭和50年9月3日規程第46号改正	昭和53年4月1日規程第3号改正
昭和54年12月28日規程第12号改正	昭和55年9月30日規程第9号改正
平成8年5月23日規程第7号改正	平成10年3月12日規程第6号改正
平成12年12月21日規程第23号改正	平成14年3月29日規程第9号改正
平成14年11月1日規程第17号改正	平成15年7月3日規程第2号改正
平成15年10月1日規程第12号改正	平成15年12月25日規程第16号改正
平成26年12月26日規程第10号改正	

(総則)

第1条 日本下水道事業団(以下「事業団」という。)の役員(非常勤の役員を除く。以下同じ。)に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。
(平14規程17・平15規程2・一部改正)

(退職手当の支給対象)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときは、その者に、役員が死亡したときは、その遺族に支給する。ただし、役員が、日本下水道事業団法(昭和47年法第41号)第18条第3項後段の規定により解任されたとき又は日本下水道事業団定款(昭和50年7月15日制定)第12条第1項第2号の規定により解任されたとき若しくは同条第2項の規定により解任されたとき(同条同項第1号の規定により解任されたときを除く。)は、当該役員には退職手当は支給しない。

2 役員の退職手当の支給に係る一時差止及び返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第12条第1項及び第3項並びに同法第12条の2第1項、第3項、第4項及び第7項並びに同法第1条の3第1項の規定を準用する。この場合において、同法第12条第1項中「職員」とあるのは「役員」と、同法第12条の2第1項、第3項、第4項及び第7項並びに同法第12条の3第1項中「各省各庁の長」とあるのは「理事長」と、同法第12条の2第1項中「公務」とあるのは「事業団業務」と読み替えるものとする。

(昭54規程12・平8規程7・追加・平10規程6・平15規程2・平15規程12・一部改正)

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、解任され、又は死亡した日(以下「退職等の日」という。)におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に、理事長が別に定める委員会又は理事長が指名する外部の者(以下「委員会等」という。)が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段及び第5条の2第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額(国家公務員(退職手当法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)として在職した期間にあっては、

当該国家公務員として在職した者の国家公務員を退職した日における俸給月額を勘案して理事長が別に定める額)に100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(平12規程23・平14規程9・平15規程2・平15規程12・平15規程16・一部改正)

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、役員に任命された日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続いて在職したものとみなす。任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(国家公務員として在職した者の取扱い)

- 第5条の2** 役員のうち、事業団の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の後期までの期間は、役員として引き続き在職したものとみなす。
- 2 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
 - 3 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、若しくは解任され、かつ引き続いて国家公務員となった場合においては、退職手当は支給されない。
 - 4 第2項の規定に該当する役員が退職し、解任され、又は死亡した場合(前項の規定に該当する場合を除く。)の退職手当の額は、当該退職の日において、引き続いて国家公務員となり、即日に国家公務員として退職したものと仮定して、第2項に規定する役員としての引き続いた在職期間を退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなして同法の関係規定の例により計算した額とする。この場合において、当該退職の日における俸給月額は、当該国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該退職し、解任され、又は死亡した者の役員としての引き続いた在職期間を勘案して理事長が別に定める額とする。

(平15規程2・追加)

(遺族範囲及び順位)

第6条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - 三 前号に掲げるもののほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項各号に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあっては、同各号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給について同順位の遺族が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(退職手当の支給)

- 第7条** 退職手当は、法令に基づきその役員の退職手当から控除すべきものの金額を控除し、その残額を直接通貨で支払うものとする。
- 2 退職手当は、予算その他の特別の事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(端数の処理)

- 第8条** この規程の定めるところによる退職手当の計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の定めるところに準じて行なう。

(実施細則)

- 第9条** 退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、制定の日から適用する。
- 2 平成27年4月1日以降に退職し、解任され、又は死亡した役員に関する第3条の規定の適用については、同条中「本給月額」とあるのは、「日本下水道事業団役員給与規程の一部を改正する規程(平成26年規程第8号)による改正前の日本下水道事業団役員給与規程第4条に規定する役員の本給の月額(当該金額が本給月額を下回る場合には、本給月額)」とする。

(平26規10・追加)

附 則(昭和50年9月3日規程第46号)

この規程は、昭和50年8月1日から適用する。

附 則(昭和53年4月1日規程第3号)

- 1 この規程は、昭和53年4月1日から適用する。
- 2 昭和53年4月1日(以下「適用日」という。)の前日に現に在職する役員が適用日以降に退職した場合における退職手当の額は、改正後の日本下水道事業団役員退職手当支給規程第3条の規定にかかわらず、当該退職の日における本給月額に任命の日から適用日の前日までの在職期間1月につき100分の45以内の割合を乗じて得た額と当該退職の日における本給月額に適用日から退職の日までの在職期間1月につき100分の36

以内の割合を乗じて得た額との合計額(以下「合計額」という。)とする。ただし、適用日の前日の本給月額に任命の日から退職の日までの在職期間1月につき100分の45以内の割合を乗じて得た額が合計額を上回るときは、その額とすることができます。

- 3 前項の場合において、在職期間の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは1月とする。ただし、在職期間の合計月数が第4条の規定により計算した在職月数をこえるときは、端数の少ない在職月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しい場合には、後の在職月数から1月を減ずるものとする。

附 則(昭和54年12月28日規程第12号)

- 1 この規程は、昭和55年1月1日から適用する。
- 2 日本下水道事業団役員退職手当支給規程の一部を改正する規程(昭和53年規程第3号)の一部を次のように改正する。附則第2項中の「規程第3条」を「規程第3条本文」に、「100分の45以内」を「100分の45」に、「100分の36以内」を「100分の36」に改め、同項ただし書を次のように改める。ただし、適用日の前日の本給月額に任命の日から退職の(昭和54年12月31日在職する役員にあっては、同日を含む当該役員の任期に係る在職期間の末日(以下「特別計算期間の末日」という。)とする。)まで在職期間1月につき100分の45の割合を乗じて得た額(昭和54年12月31日在職する役員にあっては、当該額と特別計算期間の末日の翌日から退職の日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額と合計した額とする。)が合計額を上回るときは、その額とすることができます。

附 則(昭和55年9月30日規程第9号)

- 1 この規程は、昭和55年10月1日から適用する。
- 2 日本下水道事業団役員退職手当支給規程の一部を改正する規程(昭和54年12月28日規程第12号)の附則第2項中「規程第3条本文」を「規程第3条第1項本文」に改める。
- 3 日本下水道事業団役員退職手当支給規程の一部を改正する規程(昭和53年4月1日規程第3号)の附則第3項ただし書を次のように改める。ただし、在職期間の合計月数が第4条第1項の規定により計算した在職月数をこえるときは、端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。
- 4 昭和53年3月31日に現に在職する役員であって、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた後に退職した者に対する第3条第1項ただし書の規定の適用については、昭和55年9月30日を含む役職別期間に係る額を日本下水道事業団役員退職手当支給規程の一部を改正する規程(昭和54年12月28日規程第12号)の附則(以下「54年改正附則」という。)の規定により算出した額として合計額を計算する。この場合において、54年改正附則第2項の規定中「当該退職の日における本給月額」とあるのは「昭和55年9月30日に現に在職する役職の当該退職の日における本給月額」と、「退職の日」とあるのは「昭和55年9月30日に現に在職する役職に係る在職期間の末日」と読み替える。

附 則(平成8年5月23日規程第7号)

この規程は、平成8年5月23日から施行する。

附 則(平成10年3月12日規程第6号)

この規程は、平成10年3月12日から施行する。

附 則(平成12年12月21日規程第23号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規程第9号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(平15規程16・一部改正)

附 則(平成14年11月1日規程第17号)

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附 則(平成15年7月3日規程第2号)

この規程は、平成15年7月3日から施行する。

附 則(平成15年10月1日規程第12号)

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成15年12月25日規程第16号)

1 この規程は平成16年1月1日から施行する。

2 平成16年1月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員(次項に定める役員を除く。)が基準日以降引き続き在職した後に退職し、解任され又は死亡した場合(以下「退職等した場合」という。)の退職手当の額は、この規程による改正後の日本下水道事業団役員退職手当支給規程(昭和48年規程第13号。以下「改正後の規程」という。)第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 退職し、解任され又は死亡した日(以下「退職等の日」という。)における本給月額(基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあっては、基準日の前日に現に在職する役職の当該退職等の日における本給月額。次項第2号において同じ。)に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額(基準日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあっては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額に基準日の前日までの異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき100分の28の割合を乗じて得た額)

二 退職等の日における本給月額に基準日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に理事長が別に定める委員会又は理事長が指名する外部の者(以下「委員会等」という。)が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額(基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあっては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額)

3 平成14年4月1日の前日に現に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職等した場合の退職手当の額は、改正後の規程第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、第3条第1項の規定による退職手当の額が次の各号に掲げる額の合計額を上回るときは、当該上回る額とすることができる。

一 平成14年4月1日の前日における本給月額に任命の日から平成14年4月1日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額(平成14年4月1日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあっては、平成14年4月1日の前日における当該異なる役職ごとの本給月額に平成14年4月1日の前日までの役職別期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額)

二 退職等の日における本給月額に平成14年4月1日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額(平成14年4月1日から基準日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあっては、退職等の日にお

ける当該異なる役職ごとの本給月額に平成14年4月1日から基準日の前日までの役職別期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額)

三 退職等の日における本給月額に基準日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額(基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあっては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額)

- 4 前2項の場合において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が第4条第1項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、各在職期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の在職期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。
- 5 附則第2項第1号並びに附則第3項第1号及び第2号の規定による退職手当の額は、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。
- 6 基準日から委員会等の発足の日の前日までの間に退職等した場合における改正後の規程第3条第1項の適用については、同項中「100分の12.5の割合を乗じて得た額に理事長が別に定める委員会又は理事長が指名する外部の者(以下「委員会等」という。)が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額」とあるのは「100分の12.5の割合を乗じて得た額」とし、「100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額」とあるのは「100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額」とする。
- 7 基準日から委員会等の発足の日の前日までの間に退職等した場合における附則第2項第2号の適用については、同号中「100 分の12.5 の割合を乗じて得た額に理事長が別に定める委員会又は理事長が指名する外部の者(以下「委員会等」という。)が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額(基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあっては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額)」とあるのは「100分の12.5 の割合を乗じて得た額 (基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあっては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額)」とする。
- 8 基準日から委員会等の発足の日の前日までの間に退職等した場合における附則第3項第3号の適用については、同号中「100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額(基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあっては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本俸月額に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額)」とあるのは「100分の12.5の割合を乗じて得た額 (基準日から退職等の日までの期間において役職を異

にする役員に任命された者にあっては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額)」とする。

附 則(平成26年12月26日規程第10号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。